

# 税務調査を省略しましょう 書面添付制度のご案内

## Q 書面添付制度とは？

書面添付制度とは、税理士法第33条の2に規定する書面添付制度と法第35条に規定する意見聴取制度を総称したもので、税理士が税務の専門家として記載した書面を申告書と共に税務署に提出することで、税務品質の向上をはかるねらいのある、いわば「品質保証書」のようなものです。

## 書面添付制度3つのメリット

### 01 税務調査を省略できる可能性が大幅に高くなる！

税務署は書面添付がされている会社への税務調査は、事前に顧問税理士に対して添付書面の内容について意見を述べる機会を与えなければならず、これにより税務調査が省略されたり調査期間が短縮されることがあります。

### 02 金融機関への信頼が高まる！ 経営者保証ガイドライン

書面添付制度を行うには、適正な帳簿の作成や資料の保管状況などにより税理士が適正な会社だと判断する必要があります。そのため、決算書の信頼性が高まり、さらには書面により数字に表れない事項を確認することもできるようになり金融機関からの信頼が高まります。また条件を充たす事により借入時の個人保証を求めない可能性もできます。

### 03 良い会社経営を行えるようになる！

精度の高い決算書を作成する事により、経営者が適正な数字の把握ができてよい会社経営を行なえるようになります。

書面添付実施総数 (50,903件)<sup>※</sup>からの調査実施割合 0.75%

実地調査が省略された割合は意見聴取1,627件のうち1,244件  
調査省略割合は76.5%となっています。

書面添付の結果意見聴取の対象となっても実地調査  
が省略される可能性が高いのです。

(※平成28年度 東京局・法人税)

書面添付制度を行うには  
適正な帳簿の作成や適正な資料の保管が必要となります  
そのため、次のような会社に対しては  
書面添付を行うことが出来ません

## ! 書面添付制度の留意点

- 適正な帳簿が作成されていない
- 資料が適正に保管されていない
- 売上の水増しなど粉飾決算を行っている会社
- 売上除外、架空経費の計上、個人支出を会社経費としている

書面添付制度はメリットの他に申告書作成に費やす負担が増えるというデメリットがあるのも事実ですが、しかしその情報を得る為に必然的にコミュニケーションが増え経営者様と私どもの間に信頼関係が構築されていくという事が非常に重要だと考えております！『書面添付制度』ぜひご検討下さい！

書面添付の導入には月々の料金が発生致します

書面添付制度を活用した場合の意見聴取時の税務署対応、調査実施の場合の調査立会費用  
修正申告書作成費用などの調査対応時の報酬は一切請求致しません！

9,700 円 / 月